令和2年2月21日

事業者の皆様

京都市上下水道局総務部契約会計課

公共工事設計労務単価の改定及び「特例措置」等の実施について

当局では、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」といいます。)が、国土交通省において決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、原則として令和2年4月1日までに新労務単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」といいます。)で積算した工事等について、以下のとおり、「特例措置」及び「インフレスライド条項の適用」を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「特例措置」の実施

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、旧労務単価で積算したものについて、 請負者の請求に基づき、新単価(新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等) での積算による請負代金額に変更する「特例措置」を実施します。

(1) 対象となる工事等

令和2年3月1日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単 価で予定価格を積算しているもの。ただし、協議の請求日時点で工期内のものに限ります。

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面(様式1)により行うこととし、令和2年3月1日から協議の請求の 受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から30日以内とします。 なお、工期終了後の協議の請求は受け付けられませんので、御注意ください。

(3) 協議の請求先

対象案件の担当課

(4) 請負代金額の変更

新単価(新労務単価, 当初契約時点における材料単価及び機械損料等)での積算に基づく 請負代金額に変更します。詳細は<別 紙>を参照してください。

(5) 適用している労務単価の判断方法

入札公告の日によって、次の単価を適用しています。

入札公告の日	適用単価
令和2年3月31日以前	旧労務単価
令和2年4月 1日以降	新労務単価

これと異なる単価を適用している入札案件については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

2 「インフレスライド条項の適用」

令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、基準日から残工期が2箇月以上あるものについて、請負者の請求に基づき、賃金等の急激な変動に対処するための「インフレスライド条項」(工事請負契約約款第25条第6項)を適用し、新単価(新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等)での積算によって、一定額の増額変更を実施します。

(1) 対象となる工事

令和2年2月29日以前に契約を締結した工事。ただし、2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2筒月以上あるものに限ります。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等は、以下のとおりとします。

ア 請求日:スライド変更の可能性があるため、請負者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」といいます。)を請求した日とします。

イ 基準日:請求があった日から起算して,14日以内で発注者と請負者とが協議して定める日とし,請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期:基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

請負者からのスライド協議の請求は、書面(様式2)により行うこととし、令和2年3月 1日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまで とします。

(4) スライド協議の請求先

対象案件の担当課

(5) 請負代金額の変更

新単価(新労務単価,基準日における材料単価及び機械損料等)での積算に基づき,一定額の増額変更を実施します。詳細は<別紙>を参照してください。

3 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「公共工事品質確保法」という。)においては、受注者等の責務として、下請負人に使用される技能労働者等の賃金その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金等を定める下請契約を締結すること(第8条第2項)等が位置付けられています。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながりますが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるため、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との下請契約における、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での契約の締結や、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めてください。なお、平成30年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査(以下、「実態調査」という。)によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請業者においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請業者においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ってください。

4 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導

改正後の公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を 締結するときは、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されたとこ ろであり、新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要 な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、平成24年に行われた現場管理費率式の見 直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措 置されています。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等(社会保険料の事業主負担分及び本人負担分)の確保に努めてください。また、平成30年度に国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促してください。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費等を適正に含んだ額により下請契約を締結するようにしてください。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映してください。

また,下請業者においては,注文者(元請業者又は直近上位の下請業者)に対し,標準見積書の活用等により,法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに,再下請業者に対し,法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し,提出された見積書を尊重してください。併せて,自ら雇用する技能労働者に対し,社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払

い、法令が求める社会保険等に加入させてください。

5 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進してください。

6 ダンピング受注の取り止め

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく, 担い手の確保・育成を困難とするものであることから,適正な金額による契約締結を徹底し, ダンピング受注を取り止めてください。

また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を徹底してください。

「特例措置」及び「インフレスライド条項」による請負代金額の変更について

① 「特例措置」による請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

変更後の請負代金額=P_新× k

この式において、P新及びkは、それぞれ次の額を表すものとします。

P新: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

② 「インフレスライド条項」による請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」といいます。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。(スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。)

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

S_増= [P₂-P₁- (P₁×1/100)] × (消費税及び地方消費税の税率)

この式において、S_増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとします。

S_増: 増額スライド額

P₁:請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額(税抜き)

P2: 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額(税抜き)

ウ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、 現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更について は、考慮するものではありません。

(2) 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応 して出来高確認を行うものとします。